

(五) この法律は、平成二五年一月一日から施行することとした。ただし、5の(一)、(二)及び(四)に関する規定については公布の日から、1、2、3の(五)、4及び5の(三)に関する規定については平成二四年一〇月一日から施行することとした。

中小企業の海外における商品の需要の開拓の促進等のための中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律等の一部を改正する法律（法律第四四号）（経済産業省）

中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律の一部改正関係

1 用語の定義

この法律において「外国関係法人等」とは、外国の法令に準拠して設立された法人等であつて、中小企業者等がその経営を実質的に支配していると認められるものとして経済産業省令で定める関係を持つものとする（第二條関係）

2 経営革新及び異分野連携新事業分野開拓の促進に関する支援措置の追加

(一) 経営革新計画及び異分野連携新事業分野開拓計画の拡充

経営革新計画等に、中小企業者等がその外国関係法人等と共同で行う経営革新に関するものを含み得るよう措置を講じるものとする（第九條及び第一一條関係）

(二) 中小企業信用保険法の特例の追加

中小企業信用保険法に規定する海外投資関係保険の保険関係であつて、承認経営革新計画等に従つて行われる事業に必要な資金に係る債務の保証に係るものについて、保険の付限度額の増額の措置を講じるものとする（第一三條関係）

(三) 株式会社日本政策金融公庫の特例の追加

株式会社日本政策金融公庫は、承認経営革新計画又は認定異分野連携新事業分野開拓計画に従つて海外において経営革新のための事業等を行うために必要な資金の外国の銀行等からの借入れに係る債務の保証を行うことができるものとする（第一五條関係）

(四) 貿易保険法の特例

承認経営革新計画又は認定異分野連携新事業分野開拓計画に従つて中小企業者等がその外国関係法人等と共同で海外において経営革新のための事業等を行う場合において、銀行等又は外国金融機関による当該外国関係法人等に対する当該事業に必要な短期資金に充てられる短期貸付金に係る債権の取得は、貿易保険法第二條第一七項に規定する海外事業資金貸付とみなすこととした（第一六條関係）

3 支援体制の整備

(一) 認定経営革新等支援機関

主務大臣は、次に規定する業務以下、経営革新等支援業務（という。）を行う者であつて、基本方針に適合すると認められるものを、その申請により、経営革新等支援業務を行う者として認定することができるものとする（第一七條関係）

(1) 経営革新又は異分野連携新事業分野開拓を行うおとする中小企業の経営資源の内容、財務内容その他経営の状況の分析

(2) 経営革新のための事業又は異分野連携新事業分野開拓に係る事業の計画の策定に係る指導及び助言並びに当該計画に従つて行われる事業の実施に関し必要な指導及び助言

(二) 変更の認定、改善命令及び認定の取消し

認定経営革新等支援機関は経営革新等支援業務の内容等を変更しようとするときはあらかじめ、その旨を主務大臣に届け出なければならぬこととし、主務大臣は認定経営革新等支援機関の経営革新等支援業務の運営に関し改善が必要であると認めるときは、その認定経営革新等支援機関に対し、その改善に必要な措置を講ずべきことを命ずることができるものとする（第二一、二二條関係）

(三) 中小企業信用保険法の特例

(一) の認定を受けた一般社団法人、一般財団法人又は特定非営利活動法人であつて、経営革新等支援業務の実施に必要な資金に係る中小企業信用保険法第三條第一項又は

第三條の二第一項に規定する債務の保証を受けたものについては、同法第二條第一項の中小企業者とみなして、中小企業信用保険法の規定を適用することとした（第二〇條関係）

(四) 中小企業基盤整備機構の行う認定経営革新等支援機関協力業務

中小企業基盤整備機構は、認定経営革新等支援機関の依頼に応じ、専門家の派遣その他経営革新等支援業務の実施に関し必要な協力の業務を行うものとする（第二一條関係）

4 経営基盤強化計画を廃止することとした。

(改正前の第一六條、第一八條関係)

5 中小企業の新たな事業活動の促進のための基盤整備に必要な施策の総合的推進

国は、中小企業の新たな事業活動を担う人材の育成、中小企業の対外取引に係る貿易保険制度の充実等、中小企業の新たな事業活動の促進のための基盤整備に必要な施策を総合的に推進するよう努めるものとする（第二五條関係）

二 中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律の一部改正関係

地域産業資源活用事業（需要の開拓に係るものに限る。）に関し、一及び二と同様の措置を講じるものとする（第二條、第六條、第八條、第一一條及び第二二條関係）

三 中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律の一部改正関係

農商工等連携事業に関し、一及び二と同様の措置を講じるものとする（第二條、第二一條、第二二條及び第二五條関係）

四 経過措置等

1 この法律の施行に伴う所要の経過措置について規定することとした（附則第二條、第四條関係）

2 その他所要の措置を講じるものとする（附則第五條、第二二條関係）

五 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

養蜂振興法の一部を改正する法律（法律第四五号）（農林水産省）

1 目的の改正

法の目的において、養蜂を取り巻く環境の変化、農作物等の花粉受精において養蜂が果たす役割の重要性等について言及するとともに、増産を図る対象にローヤルゼリー等の蜜蜂による生産物を加えることとした（第一條関係）

2 養蜂の届出義務の見直し

(一) 養蜂業者に課されている養蜂の届出義務を、養蜂業者のほか蜜蜂の飼育を行う者にも課することとした。ただし、養蜂業者以外の者が蜜蜂の飼育を行う場合であつて、農作物等の花粉受精の用に供するために蜜蜂の飼育を行う場合その他の蜂群配置の適正の確保及び防疫の迅速かつ的確な実施に支障を及ぼすおそれがないと認められる場合として農林水産省令で定める場合は、届出を要しないこととした（第三條第一項関係）

(二) 農林水産省令は、各都道府県における養蜂の実情その他の事情を勘案して定めるものとした（第三條第二項関係）

(三) 都道府県知事は、(一)の届出又はその変更の届出を受けた場合において、当該届出の内容に他の都道府県の区域を飼育の場所とするものがあるときは、農林水産省令の定めるところにより、当該届出の内容を当該他の都道府県の知事に通知しなければならないこととした（第三條第四項関係）

3 蜜蜂の適切な管理

(一) 蜜蜂の飼育を行う者は、衛生的な飼育管理を行う等蜜蜂の適切な管理に努めるものとした（第五條第一項関係）

(二) 都道府県は、蜜蜂の適切な管理が確保されるよう、蜜蜂の管理に関する指針の策定及び周知その他の必要な措置を講ずることとした（第五條第二項関係）

4 蜜源植物の保護及び増殖

国及び地方公共団体は、蜜源植物の病害虫の防除及び蜜源植物の増殖に係る活動への支援その他の蜜源植物の保護及び増殖に関し必要な施策を講ずることとした（第六條第二項関係）